

別表（第3条、第5条、第6条、第7条、第8条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更	6 実績報告期限																							
1 酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	令和6年4月から令和7年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,400円のどちらか低い額から基準価格2,296円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額	1/2以内	補助金の増額に係るもの	令和7年3月28日																							
2 酪農経営支援（追加支援）	大山乳業	令和7年1月から同年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,460円のどちらか低い額から基準価格2,296円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額から、「1 酪農経営支援」の補助対象経費を差し引いた額			令和7年4月10日																							
3 肉牛及び養豚経営支援	公益社団法人鳥取県畜産推進機構（以下「推進機構」という。）	令和6年4月から令和7年3月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額	1/2以内		令和7年3月28日																							
		事務費、手数料	定額																									
4 肉牛及び養豚経営支援（追加支援）	推進機構	<p>令和7年1月から同年3月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額。</p> <p>ただし、牛・豚マルキンで示される枝肉単価が、次の表の発動単価（令和4年、令和5年の同時期平均枝肉単価）よりも下回った場合に交付する。</p> <p>（発動単価表） （単位：円/kg）</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>R7.1</th> <th>R7.2</th> <th>R7.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">牛</td> <td>黒毛和種</td> <td>2,422</td> <td>2,452</td> <td>2,384</td> </tr> <tr> <td>交雑種</td> <td>1,386</td> <td>1,464</td> <td>1,377</td> </tr> <tr> <td>乳用種</td> <td>1,056</td> <td>1,056</td> <td>1,038</td> </tr> <tr> <td colspan="2">豚</td> <td colspan="3">551</td> </tr> </tbody> </table>	区分		R7.1	R7.2	R7.3	牛	黒毛和種	2,422	2,452	2,384	交雑種	1,386	1,464	1,377	乳用種	1,056	1,056	1,038	豚		551			1/4以内		令和7年4月10日
区分		R7.1	R7.2	R7.3																								
牛	黒毛和種	2,422	2,452	2,384																								
	交雑種	1,386	1,464	1,377																								
	乳用種	1,056	1,056	1,038																								
豚		551																										

<p>5 養鶏 経営支援</p>	<p>鳥取県養鶏協会、養鶏農家 ただし次に掲げる(1)及び(3)、(2)及び(3)又は(1)から(3)までの全てを満たす者 (1)個人の場合、令和5年(対象期間)所得税青色申告決算書の収入から経費を引いた差引金額(ただし収入から令和5年度畜産経営緊急救済事業費補助金及び同様の市町村補助金を除く)が、令和3年(基準期間)と比較し10%以上減少していること。法人の場合、直前の事業年度の売上総利益(粗利)が、令和3年の売上総利益の合計額と比較して10%以上減少していること。なお、法人の粗利の算定にあたっては、売上原価に、販売費及び一般管理費(以下「販管費」という。)のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造運賃費等を含めて算定することができる。本算定を以下「広義の粗利」という。 (2)令和5年の飼料費等の経費が令和3年の飼料費等の経費を上回った者 (3)ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間中、営農を行っていること。</p>	<p>(1)肉用鶏 ア 第2欄の(1)及び(3)を満たす者 令和6年4月1日から令和7年3月7日までににおける県内の農場から出荷した出荷羽数に次の表の単価を乗じて得た額 イ 第2欄の(1)又は(2)のいずれか及び(3)を満たす者 令和6年4月1日から令和7年3月7日までににおける県内の農場から出荷した出荷羽数に次の表の単価を乗じて得た額</p> <p>(肉用鶏単価表)</p> <table border="1" data-bbox="880 379 1487 475"> <tr> <td>期間</td> <td>R6.4.1～ R6.6.30</td> <td>R6.7.1～ R7.3.7</td> </tr> <tr> <td>補てん金単価</td> <td>6円</td> <td>21円</td> </tr> </table> <p>(2)採卵鶏 ア 第2欄の(1)及び(3)を満たす者 令和6年2月1日時点における県内飼養羽数に次の表の係数を乗じて得た羽数に、次の表の単価を乗じて得た額 イ 第2欄の(1)又は(2)のいずれか及び(3)を満たす者 令和6年2月1日時点における県内飼養羽数に次の表の係数を乗じて得た羽数に、次の表の単価を乗じて得た額</p> <p>(採卵鶏係数、単価表)</p> <table border="1" data-bbox="880 770 1487 895"> <tr> <td>期間</td> <td>R6.4月～ R6.6月</td> <td>R6.7月～ R7.3月</td> </tr> <tr> <td>係数</td> <td>1.6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補てん金単価</td> <td>6円</td> <td>21円</td> </tr> </table>	期間	R6.4.1～ R6.6.30	R6.7.1～ R7.3.7	補てん金単価	6円	21円	期間	R6.4月～ R6.6月	R6.7月～ R7.3月	係数	1.6	5	補てん金単価	6円	21円	<p>1/3以内</p>		<p>令和7年 3月11日</p>
期間	R6.4.1～ R6.6.30	R6.7.1～ R7.3.7																		
補てん金単価	6円	21円																		
期間	R6.4月～ R6.6月	R6.7月～ R7.3月																		
係数	1.6	5																		
補てん金単価	6円	21円																		
<p>6 養鶏 経営支援(追加支援)</p>	<p>鳥取県養鶏協会、養鶏農家 ただし「5 養鶏経営支援」の交付決定を受けた者とする。</p>	<p>(1)肉用鶏 ア 5の項の第2欄の(1)及び(3)を満たす者 令和7年1月1日から同年3月31日までににおける県内の農場から出荷した出荷羽数に51円を乗じて得た額から、「5 養鶏経営支援」の補助対象経費を差し引いた額 イ 5の項の第2欄の(1)又は(2)のいずれか及び(3)を満たす者 令和7年1月1日から同年3月31日までににおける県内の農場から出荷した出荷羽数に51円を乗じて得た額から、「5 養鶏経営支援」の補助対象経費を差し引いた額</p> <p>(2)採卵鶏 ア 5の項の第2欄の(1)及び(3)を満たす者 令和6年2月1日時点における県内飼養羽数に係数1.6を乗じて得た羽数に51円を乗じて得た額から、「5 養鶏経営支援」の補助対象経費を差し引いた額 イ 5の項の第2欄の(1)又は(2)のいずれか及び(3)を満たす者 令和6年2月1日時点における県内飼養羽数に係数1.6を乗じて得た羽数に51円を乗じて得た額から、「5 養鶏経営支援」の補助対象経費を差し引いた額</p>			<p>令和7年 4月10日</p>															

※飼料価格等が大幅に変動した場合は、「1 酪農経営支援」の基準価格や「3 養鶏経営支援」の補てん金単価の変更もあり得るものとする。

